

高知市ふるさと納税推進支援業務公募型プロポーザル募集要領

1 業務概要

(1) 件名

高知市ふるさと納税推進支援業務

(2) 目的

本業務は、高知市ふるさと納税におけるふるさと納税ポータルサイトの管理運営や返礼品の受発注管理業務、返礼品取扱事業者及び配送事業者への支払いなどの業務を委託し、一体的に運用することで、効率的なふるさと納税業務の運営を目指すとともに、新たな返礼品の開発や効果的なPRを通じ、高知市（以下「本市」という。）への寄附金額の拡大を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

- ア ポータルサイトの管理・運営に関する業務
- イ 寄附情報管理システムの管理・運営に関する業務
- ウ 返礼品の受発注及び発送に関する業務
- エ 配送経費の圧縮に関する業務
- オ 返礼品取扱事業者への対応に関する業務
- カ 寄附金受領証明書等の発送に関する業務
- キ 返礼品代金及び配送料金の支払いに関する業務
- ク 返礼品の新規開発及び既存返礼品の魅力向上に関する業務
- ケ 効果的な返礼品プロモーションの実施に関する業務
- コ 寄附者対応に関する業務
- サ 本市への支援に関する業務

詳細については別添の「高知市ふるさと納税推進支援業務に係る仕様書」のとおりとする。

(4) 契約期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

※ 業務の履行期間は、令和9年4月1日からとする。なお、契約締結日から履行開始日の前日までは準備期間として対応し、その間に発生した費用は受託者の負担とする。

(5) 予算上の提案上限額

1,652,838 千円（消費税及び地方消費税含む）

(単位：千円 寄附金額除き全て消費税及び地方消費税含む)

	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	合計
想定寄附件数 (件)	61,000	67,000	73,000	201,000
想定寄附金額	1,393,000	1,533,000	1,687,000	4,613,000
委託料	78,008	85,848	94,472	258,328
返礼品調達費	360,648	396,894	436,764	1,194,306
配送料	60,456	66,532	73,216	200,204
提案上限額	499,112	549,274	604,452	1,652,838

- ✧ 本市全体の令和 9 年度の想定寄附総額を 1,540,000 千円、令和 10 年度を 1,694,000 千円、令和 11 年度は 1,864,000 千円としているが、上表内「想定寄附金額」は、本市への想定寄附総額のうち、本業務対象外のポータルサイトへの寄附金額を除外した金額である。なお、将来の寄附状況等により変更する場合がある。
- ✧ 上表内「提案上限額」は、委託料・調達費・配送料の費用割合を令和 6 年 10 月から令和 7 年 3 月までの実績割合を参考に予算上形式的に設定しているものである。
- ✧ 提案者から受ける提案においては、本業務に係る一切の費用を含んだものとすることに留意すること。なお、サイト使用料、クレジットカード決済手数料、オンラインワキストップ使用料は含まない。
- ✧ 返礼品調達費については、想定寄附金額に対する割合で計算することとし、想定寄附金額の 30%以内かつ本業務に係る返礼品調達費以外の費用を勘案し、提案者自ら決定すること。
- ✧ 委託料の費用割合は 6.5% (税込) を上限とする。
なお、寄附履歴等から、物品等/サービス等の想定寄附金額における配分率を 97%/3%と想定する。
- ✧ 実際の返礼品調達費割合については、寄附額、費用の実績等を勘案した上で、受託者と協議の上、本市において決定するものとする。

2 資格要件

公告日から契約相手方の候補者決定までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者
- (2) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成 6 年 7 月 1 日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない若しくは本市指名停止要綱の対象となる事案に該当しない者
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又

は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

- (4) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者
- (5) 法人である者
- (6) 市町村税、都道府県税及び国税（法人税、消費税及び地方消費税並びに源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分））を滞納していない者
- (7) 直近 2 か年の社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金）を滞納していない者
- (8) 本プロポーザル審査委員会の委員が自ら主宰し又は役員若しくは顧問となっている法人その他の組織でない者
- (9) 高知市内に本店、支店又は営業所等を有する者、又は業務の履行開始日までに営業所等を設置する予定がある者
- (10) 過去 3 か年（令和 5 年度から令和 7 年度）に地方公共団体と契約した本件類似・関連業務において、1 団体単年度で寄附金額 15 億円以上の取扱い実績を有する者
- (11) 共同企業体を構成する場合は、共同企業体を構成する全ての者が上記(1)～(8)の資格要件を満たしていること。この場合、(9)～(10)については一つの構成員のみが満たしていれば可とする。なお、共同企業体による参加申込に当たっては、1 共同企業体につき 1 件の申込とし、当該共同企業体の構成事業者は、本業務の提案に係る他の共同企業体の構成事業者になることは不可とする。また、共同企業体による申請及び手続は、代表事業者が行い、全ての構成事業者は共同提案の事業について連帯して責任を負うこととする。

【その他（失格等に関する事項）】

- (1) 提出者又は共同企業体の構成事業者が、次のいずれかに該当することが明らかになったときは、失格とする。
 - ・参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - ・提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ・提出書類に不備があった、又は指示した事項に違反したとき。
 - ・選定委員会の委員、本市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められたとき。
- (2) 契約相手方の候補者決定から契約締結日までの間において、次に該当したときは、契約候補の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
 - ・参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - ・本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。

3 審査

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により、２段階で実施する。

ア １次審査は、参加資格要件確認のための書類審査を実施し、提案書の提出者を選定する。

イ ２次審査は、審査基準に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、総合得点を基に最も優れた提案書の提出者及び次点者を決定する。なお、プレゼンテーションの説明は 20 分以内、質疑は 20 分程度とする。

プレゼンテーションの際のデモンストレーションにおいて使用する機器は、スクリーン及びプロジェクター、HDMI ケーブルは本市が用意し、それ以外の機器は各自用意するものとする。また、プレゼンテーションへの参加は 3 人以内とし、オンライン参加（Zoom）も可とする。ただし、人数は上記の 3 人に含めるものとする。

(2) 受託候補者の選定

審査の結果に基づき、企画提案者の中から、出席委員の平均点が最高位の事業者を受託候補者に選定する。ただし、最低基準点以上（出席委員（委員長及び副委員長含む。）が満点をつけた場合の総数の 6 割の点をいう。以下同じ。）の者を選定の対象とする。最低基準点以上の者がいなければ、受託候補者を選定しない。総合平均点が候補者の次に高く、かつ本業務を遂行する能力を有する者を次点者として選定する（次点者についても、受託候補者と同様に最低基準点以上の者だけを対象とする。）。

また、審査は 1 者のみでも実施するが、最低基準点以上でなければ受託候補者を選定しない。受託候補者選定後、本市が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがある。受託候補者との協議が整わない場合は、次点者と契約締結の交渉を行う。

(3) 選定委員構成

委員長 1 人、副委員長 1 人、委員 5 人（うち外部委員 1 人） 計 7 人

(4) 選定基準

ア １次審査の参加資格要件確認は、「２ 資格要件」のとおりとする。

イ ２次審査の選定基準は、別紙「審査基準」のとおりとする。

4 質疑・回答

(1) 提出書類

質疑書（様式第 1 号）

(2) 提出方法

FAX 又は電子メールにより提出すること。

※提出後、電話にて到達の確認を行うこと。

(3) 提出期限

令和 8 年 10 月 2 日（金） 正午（必着）

(4) 提出先

高知市商工振興部外商支援課ふるさと納税推進室

FAX : 088-823-4024

E-mail : furusato@city.kochi.lg.jp

(5) 回答方法

令和8年10月9日（金）までに高知市外商支援課ホームページに掲載する。

5 参加意向の申出（１次審査）

(1) 提出書類（次の書類を各１部）

申請に際し、次に掲げる書類を提出すること。

①	参加意向申出書（様式第２号）
②	資格要件確認書（様式第３号）
③	事業者概要書（様式第４号） ※受託実績が確認できる契約書の写し及び寄附金額 15 億円以上の取扱実績が確認できる資料を添付すること。
④	登記簿謄本又は登記事項証明書（現在事項全部証明書等）
⑤	委任状（様式第５号） ※契約等について委任関係がなければ提出不要
⑥	市町村税に係る納税証明書 ※滞納がないことの証明書又は直近２事業年度の納税証明書 ※所在地が東京 23 区の場合は提出不要
⑦	都道府県税に係る納税証明書 ※滞納がないことの証明書又は直近２事業年度の納税証明書
⑧	国税に係る納税証明書（未納税額のない証明書） ※法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分） 【納税証明書の種類：その３】…その他欄に「源泉所得税及び復興特別所得税」と記載し請求。 ※納税証明書の種類「その３の２」や「その３の３」では、源泉所得税に未納がないことが記載されないので注意すること。
⑨	社会保険料納入確認（申請）書（様式第６号） ※直近２年間に未納がないことの証明書
⑩	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第７号）
⑪	共同企業体による申請に係る書類 ア 共同企業体結成に係る協定書（写し） 協定書には、出資比率、構成員ごとの担当業務、構成員が債務不履行の場合の対応方法などを必ず明らかにしてください。 イ 委任状（様式第５号） 共同企業体の代表者を受任者とし、各構成員が委任者として提出すること。なお、記入の際には、各団体の所在地、商号（名称）、代表者名を明記し、各団体の代表者印を押印すること。

【注意事項】

- 官公署等の証明書類は、申請書提出日から遡って３か月以内に発行されたものに限る。
- 本市の令和 8・9 年度物件等競争入札参加資格を有している提案者は、④～⑩の提出は不要とする。
- 共同企業体により提案する場合は、構成員ごとに②～⑩を提出すること。

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23

年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日」という。)を除く日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。)又は郵送(郵送物の追跡が可能である方法に限る。)により提出すること。

※郵送の場合は、提出後、電話にて提出した旨の報告を行うこと。

(3) 提出期限

令和 8 年 10 月 16 日(金) 正午(必着)

(4) 提出先

高知市商工振興部外商支援課ふるさと納税推進室

〒780-8571 高知市本町 5 丁目 1 番 45 号 高知市役所第二庁舎 2 階

(5) 参加資格審査及び結果通知

参加意向申出書の提出があった者について資格審査を行い、審査結果を参加資格確認結果通知書(様式第 8 号)により令和 8 年 10 月 30 日(金)までに申込者へ電子メールにて通知する(原本については後日郵送)。なお、資格審査により失格となった者は、通知日の翌日から起算して 7 日以内に、書面にてその理由について説明を求めることができる。

6 提案書等作成要領(2 次審査)

(1) 提案書等提出書類については、次のとおりとする。

NO	項目	備考	様式	提出部数
1	企画提案書	内容に、「高知市ふるさと納税推進支援業務に係る仕様書」を熟読の上、別紙「審査基準」の審査項目を盛り込むこと。	任意	1・2 については、正本 1 部、副本 10 部を提出すること。
2	価格提案書	仕様書に記載の本件業務内容に係る一切の費用を含んだ価格提案とすること。価格提案書とともに積算内訳書も提出すること。	様式第 9 号	
3	情報非公開希望申立書	非公開希望がない場合でも、必ず提出すること。	様式第 10 号	1 部

【提出書類作成の注意点】

ア 提出書類の規格は A 4 判片綴じとする。(縦書き・横書き、片面・両面の指定なし。)

イ 文字は 10.5 ポイント以上とし、フォントは任意とする。

ウ 企画提案書のページ下部にはページ番号を付すこと。

エ 企画提案書の枚数は、片面印刷の場合は 30 枚以内、両面印刷の場合は 15 枚以内とする。

オ 企画提案書の表紙に以下の事項を記載すること。

【タイトル】 「高知市ふるさと納税推進支援業務企画提案書」

【提出者名】 ○○会社

【提出年月日】 令和 8 年〇月〇日

カ 企画提案書においては、イラストやイメージ等の使用を可能とする。また、難解な用語の使用や表現は避け、分かりやすい記載に努めること。

キ 企画提案内容は、提出者が確実に実現できる範囲で記載すること。

ク 価格提案書には、サイト使用料、クレジットカード決済手数料、オンラインワンストップ使用料は含まないこととする。なお、楽天の商品一括登録サービスなどの受託者が円滑な業務をする上で必要な費用は価格提案書に含むものとする。また、広告費については、委託料のうち何%にあたるか明示すること。

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（うち、正午から午後 1 時までを除く）とする。郵送の場合は、郵送物の追跡が可能である方法に限る（提出期限までに要必着）。

(3) 提出期限

令和 8 年 11 月 13 日（金） 正午（必着）

(4) 提出先

高知市商工振興部外商支援課ふるさと納税推進室

〒780-8571 高知市本町 5 丁目 1 番 45 号 高知市役所第二庁舎 2 階

(5) 審査結果通知

審査結果は、審査結果通知書（様式第 11 号）により企画提案書の提出者に書面で通知する。

(6) 留意事項

ア 提案は、1 者 1 提案とする。

イ 提案書を受理した後の差替え、追加、削除等は一切認めない。

7 契約締結及び履行開始までのスケジュール（予定）

	内 容	期 日
1	公告（募集開始）	令和 8 年 9 月 24 日（木）
2	質疑書の提出期限	令和 8 年 10 月 2 日（金）
3	質疑に対する回答	令和 8 年 10 月 9 日（金）
4	参加意向申出書等の提出期限	令和 8 年 10 月 16 日（金）
5	参加資格確認結果の通知	令和 8 年 10 月 30 日（金）
6	企画提案書の提出期限	令和 8 年 11 月 13 日（金）
7	プレゼンテーションの実施	令和 8 年 11 月 20 日（金）
8	審査結果通知	令和 8 年 11 月下旬
9	契約締結	令和 9 年 1 月上旬
10	履行開始	令和 9 年 4 月 1 日（木）

8 審査結果の公表

- (1) 審査結果の通知時に、候補者の名称及び所在地、総得点、その他の参加者（「B社」「C社」等と記載）の総得点を高知市外商支援課のホームページで公表する。
- (2) 契約締結後に、契約相手方の名称及び所在地、契約締結日、契約期間、契約金額を高知市外商支援課のホームページで公表する。

9 契約に関する事項

- (1) 受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとする。
- (2) 受託候補者は、当該業務仕様書に応じた見積書を提出し、本市が仕様内容を基に積算した予定価格の制限の範囲内で、随意契約の方法により契約を締結する。

10 留意事項

- (1) 提案に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 共同企業体を結成して提案を行う場合は、応募に関する事務を全て当該共同体の代表者を通じて行うこと。また、本市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同体全ての構成員に対して行ったものとみなす。
- (3) 提案資格を有することについての資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る資格を失うものとし、既に提出された提案書は無効とする。
 - ア 参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - イ 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ウ 提出書類に不備があった、又は指示した事項に違反したとき。
 - エ 選定委員会の委員、本市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められたとき。
- (4) 提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しない。
- (5) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (6) 提出された書類は、審査及び説明並びに公表のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (7) 提出された書類は、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号、以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第9条第1項第3号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第9条第1項第3号に該当する部分がある場合は、提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した書類（様式第10号）を提出すること。ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。

- (8) 当該委託業務は本市保有個人情報取扱業務であり、『別記「個人情報取扱特記事項」』を遵守すること。(※『別記「個人情報取扱特記事項」』: 高知市広聴広報課ホームページ参照)」
- (9) 参加を辞退するときは、必ず参加辞退届(様式第12号)を提出すること。なお、辞退することによって、今後の本市との契約等について不利になることはない。
- (10) 選定結果等についての不服及び異議申立てがある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、その理由について説明を求めることができる。その場合、本市が開示しても差し支えないと判断した項目に限り回答する。

11 問合せ先(事務局)

高知市商工振興部外商支援課ふるさと納税推進室 担当: 山影・松木

住 所 〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号 高知市役所第二庁舎2階

電 話 088-803-5089

FAX 088-823-4024

メールアドレス furusato@city.kochi.lg.jp